

初診時選定療養費について

当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでなく、かつ健康保険法の“初診”の定義にあてはまる方については、初診に関する^{注1}選定療養に係る費用として、**初診時選定療養費 医科7,700円、歯科5,500円**をご負担いただきます。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の医療機関からの紹介によらず来院された場合を除きます。

“初診”とは、

- ◎当院を初めて受診される場合
- ◎以前に当院を受診したことがあっても、すでにその病気が治癒している場合
- ◎患者が任意に診療を中止され、1か月以上経過した後受診された場合

※当院では、医師の指示・予約による場合を除き、前回の来院日より

医科については1年、歯科については原則1か月を超えて、来院された場合は、“初診”扱いとなり初診時選定療養をご負担いただくこととなります。

また、以下のような場合には初診時選定療養費の対象とはなりません。

■現在、医師が治療を継続していると判断された方が、他科で新たに診療を受けられた場合

■労災保険、健康診断、自費で診療中に、健康保険での診療を受けた場合

(※初診料の対象にはなりませんのでご了承ください)

なお、歯科とその他の科(歯科以外の科)は健康保険上別の管轄となりますので、それぞれ別に初診料と初診時選定療養費のお支払をお願いします。

※初診時選定療養費をご負担いただく必要のない方

- 他の医療機関からの紹介状(診療情報提供書)をお持ちの方
- 救急車で搬送された方
- 時間外、休日・夜間で診療を受けられた方
- 生活保護法の医療扶助の対象など国の公費負担医療制度の受給対象者
- 特定の疾患や障害で、各種の公費負担を受給されている方
- 今回の診療科は初めてだが、当院で別の診療科に通院されている方
- 外来受診から継続して入院となる方
- 定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方
- 医科と歯科との間で院内紹介された方

注1 選定療養費とは

平成8年4月1日の健康保険法の改定で、厚生労働省は、地域の医院・診療所と病床数200床以上の病院との役割分担と連携を進めるため、200床以上の病院に対して、他の医療機関の医師の紹介状がない場合には、初診の選定療養費(平成18年10月より名称変更)として初診時選定療養費を定めました。

これは、「地域に医院・診療所」と「200床以上の病院」との機能分担を進め、「初期の診療は医院・診療所で、高度・専門医療は病院で行う」ことを目的として定められたものです。



紹介状・地域医療連携について

紹介状とは、正確には「診療情報提供書」といいます。地域の保険医療機関が患者さんの症状や治療経過などを記入し、患者さんが当院で受診される際に、スムーズに診療を行うためのものです。

当院では、地域の医療機関と協力し(地域医療連携)、地域全体の医療の質を向上させるべく努力しており、紹介状は当院と地域の医療機関を結ぶ架け橋となるものです。

当院にお越しの際は、出来るだけ紹介状をご持参いただくようお願いいたします。